

太陽光発電事業の実施に係る主な関係法令と担当部局一覧

2024年4月1日現在

分類	関係法令	主な該当行為	手続	県庁所管課・室・係	電話番号	所在	対応する県の条例	備考
立地・土地利用全般	国土利用計画法	一定面積以上の土地取引（売買等） ・市街化区域…2,000㎡以上 ・市街化区域を除く都市計画区域…5,000㎡以上 ・都市計画区域以外の区域…10,000㎡以上	契約日を含めて2週間以内に届出	地域創生課 土地・水対策室 土地利用・水資源係	027-226-2366	17F北		権限移譲により各市町村長あて届出となっているところ (前橋市、高崎市、富岡市、上野村、南牧村、高山村)
	群馬県大規模土地開発事業の規制等に関する条例	5ha以上の開発行為	事前協議、承認申請	地域創生課 土地・水対策室 土地利用・水資源係	027-226-2366	17F北		必要法令の許可取得前に事前協議を行う必要があります。
	都市計画法	一定面積（市街化調整区域は全て）以上の開発行為（土地の区画形質の変更）	許可申請	建築課 開発係	027-226-3704	22F北		許可申請は前橋・高崎・中之条・沼田・太田土木事務所。また、前橋・高崎・桐生・伊勢崎・太田・館林・藤岡は各市が処理 ※建築行為がなければ許可不要
	都市緑地法	特別緑地保全地区内の行為	許可申請、許可行為の届出	都市計画課 景観形成係	027-226-3652	22F南	群馬県都市緑地法施行細則	特別緑地保全地区内の行為許可に係る権限を当該地区を有する5市(高崎・桐生・伊勢崎・館林・藤岡)に移譲していますので、申請及びお問い合わせは各市あてをお願いします。
	都市公園法	都市公園の占用	許可申請	都市整備課 公園緑地係	027-226-3675	22F南	群馬県立公園条例	許可は土木事務所経由（県立赤城公園、榛名公園、妙義公園内は自然環境課）
	宅地造成及び特定盛土等規制法（旧宅地造成等規制法）	宅地造成工事規制区域内の形質変更（切土・盛土）	宅地造成工事許可申請、工事等の届出	建築課 開発係	027-226-3704	22F北		太田土木事務所（みどり市）又は高崎、桐生市
	農業振興地域の整備に関する法律	農用地区域からの除外	農用地区域除外申出	農業構造政策課 農地計画係	027-226-3020	19F南		各市町村へ申出
	農地法	農地の転用	農地転用許可申請	農業構造政策課 農地調整係	027-898-2772	19F南		・前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市、沼田市、館林市、渋川市、藤岡市、富岡市、安中市、みどり市、甘楽町、上野村の農地（4ha以下で市町村の区域外にわたらないもの）を転用する場合には、農業委員会の許可になります。 ・4ha超の農地について、知事が転用許可をしようとする場合には、あらかじめ農林水産大臣に協議することとされています。
	生産緑地法	生産緑地内の行為	許可申請	都市計画課 都市計画係	027-226-3656	22F南		各市町村へ申請
	森林法	地域森林計画対象林内（保安林・保安施設地区を除く）の0.5ha以下の転用	・伐採及び伐採後の造林の届出（伐採を開始する日90日から30日までの間） ・伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況報告（伐採完了日から30日以内）	森林保全課 森林管理係	027-226-3255	17F南		各市町村へ届出・報告
		地域森林計画対象林内の新たな土地所有	森林の土地の所有者届出（新たに林地の所有者となった日から90日以内）	森林課 林業イノベーション推進室 林業改革推進係	027-226-3214	17F南		各市町村へ届出
		地域森林計画対象林有林（保安林・保安施設地区等を除く）において0.5haを超える開発行為	許可（林地開発許可）	森林保全課 森林管理係	027-226-3255	17F南	群馬県林地開発及び保安林の取扱いに関する規則	所在地を管轄する環境森林事務所・森林事務所を經由して許可申請
	群馬県水源地域保全条例	水源地域内の林地の売買、貸借等	契約30日前までに届出	森林保全課 森林管理係	027-226-3255	17F南		所在地を管轄する環境森林事務所・森林事務所へ届出
	河川法	河川保全区域内行為	許可申請	河川課 河川管理係	027-226-3612	20F北	群馬県河川法施行細則	許可は所在地を管轄する土木事務所
	道路法	・道路管理者以外の者で、道路に関する工事又は維持を行う場合 ・道路管理者以外の者で、継続して道路に工作物等を設置する場合	許可申請	道路管理課 道路管理係	027-226-3595	20F南		許可は道路管理課又は所在地を管轄する土木事務所
航空法	群馬ヘリポート周辺の障害物（建築物、クレーン等）の設置	事前問合せ・協議	都市計画課 道路交通計画室 交通連携係	027-226-3588	22F南		群馬ヘリポート制限表面の範囲内では一定の高さを超える建築物の建設やクレーンの設置、植物の植栽等は不可	
	以下に該当する場合は、航空障害灯の設置が必要 ・高さ60m以上の物件 ・進入表面・転移表面又は水平表面に著しく近接した物件 ・航空機の航行の安全を著しく害するおそれがあるもの ・制限表面の上に突出する障害物件	届出		03-5275-9296			国土交通省 東京航空局 保安部 航空灯火・電気技術課	
自然・文化財保護	自然環境保全法	原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域内の行為	許可・届出	自然環境課 自然環境係	027-226-2872	15F南	群馬県自然環境保全条例 (県自然環境保全地域及び緑地環境保全地域内の行為)	法に係る許可・届出は所在地を管轄する(国)地方環境事務所。条例に係る許可・届出は所在地を管轄する環境森林事務所・森林事務所
	自然公園法	国立公園・国定公園内の行為	許可・届出	自然環境課 自然公園活性化推進室 企画管理係	027-226-2876	15F南		許可・届出は西部環境森林事務所(国定公園内)及び利根沼田環境森林事務所(みなかみ町、片品村)、それ以外は所在地を管轄する(国)自然保護官事務所
	群馬県立公園条例	県立公園(赤城・榛名・妙義)内の行為	許可申請	自然環境課 自然公園活性化推進室 企画管理係	027-226-2876	15F南		
	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	特別保護地区内の行為	許可申請	自然環境課 野生動物係	027-226-2874	15F南		許可申請は所在地を管轄する環境森林事務所・森林事務所
	文化財保護法(国指定重要文化財・史跡名勝天然記念物・重要文化的景観・重要伝統的建造物群保存地区)	国指定等文化財指定地における現状変更等	許可・届出	文化財保護課 文化財活用係	027-226-4684	18F北		申請・許可・届出は市町村教育委員会を經由(安中市は安中市みりよく創出部文化財課を經由)。標準処理期間は2~3ヶ月。
	文化財保護条例(県指定重要文化財・史跡名勝天然記念物)	県指定文化財指定地における現状変更等	30日前までに許可申請	文化財保護課 文化財活用係	027-226-4684			申請・許可は市町村教育委員会を經由(安中市は安中市みりよく創出部文化財課を經由)。標準処理期間は2~3ヶ月。
	文化財保護法(埋蔵文化財等の包蔵地)	周知の埋蔵文化財包蔵地内での開発	工事着手60日前までに届出	文化財保護課 埋蔵文化財係	027-226-4696	18F北	群馬県文化財保護条例	市部は各市の教育委員会あて(安中市は安中市みりよく創出部文化財課あて)に届出。町村部は各町村教育委員会を經由して県あてに届出
文化財保護法(埋蔵文化財等の発見)	周知の埋蔵文化財包蔵地以外での遺跡の発見	発見後、現状を変更することなく速やかに届出	文化財保護課 埋蔵文化財係	027-226-4696			市部は各市の教育委員会あて(安中市は安中市みりよく創出部文化財課あて)に届出。町村部は各町村教育委員会を經由して県あてに届出	
環境・景観保全	環境影響評価法	一定規模以上の発電設備の設置(第1種事業:出力4万kW以上/第2種事業:出力3万kW以上4万kW未満)	配慮書の作成、方法書の作成、準備書の作成、評価書の作成、報告書の作成・公表及びこれらの手続の流れに沿った調査・予測・評価など ※配慮書の手続は、第2種事業では事業者が任意で実施		03-3501-1742			経済産業省 商務情報政策局 産業保安グループ 電力安全課
	群馬県環境影響評価条例	一定規模以上の太陽電池発電所(建築物に設置するものを除く)の設置又は変更の工事の事業(第1種事業:50ha以上/第2種事業20ha以上50ha未満)	方法書、準備書、評価書、報告書の作成・公表及びこれらの手続の流れに沿った調査・予測・評価など ※第2種事業では、一部の手続を省略	環境政策課 環境政策係	027-226-2821	16F北		
	土壌汚染対策法	3,000㎡以上の土地の形質の変更 一部の土地では、900㎡以上(備考欄の行政庁にお問い合わせください)。	土地の形質の変更に着手する30日前までに届出	環境保全課 放射線・土壌環境係	027-226-2836	16F南		前橋市・高崎市・伊勢崎市・太田市は各市、それ以外は県環境事務所又は環境森林事務所
	群馬県土砂等による埋立て等の規制に関する条例	3,000㎡以上の土砂埋立(土砂を運び入れての埋立)	許可申請	廃棄物・リサイクル課 不法投棄対策第一係	027-226-2865	16F南		廃棄物・リサイクル課 ※前橋市、高崎市、藤岡市、板倉町、邑楽町は、それぞれ市町条例が適用されるため、県条例は適用除外
	景観法	景観形成地区内の大規模な工作物の設置、造成等	工事着手30日前までに届出	都市計画課 景観形成係	027-226-3652	22F南	群馬県景観条例	市町村又は都市計画課
防災面	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域内の行為	許可、許可行為の届出	砂防課 砂防管理係	027-226-3631	20F北	群馬県急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行細則	許可・届出は土木事務所
	砂防法	砂防指定地内での行為	許可、許可行為の届出	砂防課 砂防管理係	027-226-3631	20F北	群馬県砂防指定地管理条例	許可・届出は土木事務所
	地すべり等防止法	地すべり防止区域内での行為	許可、許可行為の届出	砂防課 砂防管理係	027-226-3631	20F北	群馬県地すべり等防止法施行細則	許可・届出は農業事務所・森林事務所・環境森林事務所・土木事務所
建築物関連	消防法	高圧変電設備、4,800Ahセル以上の蓄電池設備の設置	届出	消防保安課 消防係	027-226-2242	7F南		各消防本部
	建築基準法	建築物の建築	建築確認申請	建築課 審査指導係	027-226-3702	22F北	群馬県建築基準法施行条例	申請・確認は土木事務所、前橋・高崎・桐生・伊勢崎・太田・館林は各市が処理
工事・作業	騒音規制法	特定建設作業	作業開始7日前までに届出	環境保全課 環境保全係	027-898-2842	16F南	群馬県の生活環境を保全する条例	各市町村へ届出
	振動規制法							
その他	電気事業法	事業用電気工作物の設置(保安業務) ※10kW以上に限る	工事計画届出、使用前自主検査、使用開始届出、電気主任技術者選任届出、保安規程届出など		048-600-0388			関東東北産業保安監督部 電力安全課
	火薬類取締法	火薬類製造施設や火薬庫の周辺に出力1000kW以上の太陽光発電設備を設置すること	事前問合せ	消防保安課 保安係	027-226-2247	7F北		発電規模が1000kW未満のものについては、問合せ不要。

【注】市町村によっては、条例や指導要綱等による手続きが必要なので、必ず設置先の市町村にも確認してください。